

工事請負契約変更状況(6月分)

令和2年7月8日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
131158	盛岡南整備課	都南中央第三地区土地区画整理事業整備その3工事	33,847,000	38,690,300	33,828,300	33,480,700	-366,300	-1.1%	(4)	4	R2.6.5	(株)グリーンロード岩手
531120	水道建設課	下田字古河川原地内配水管布設工事	16,302,000	18,598,800	16,247,000	15,956,600	-345,400	-2.1%	(4)	1	R2.6.8	(株)小林水道土木工業所
131048	建築住宅課	(仮称)青山三丁目アパート新5号館建設(機械設備)工事	76,879,000	80,377,000	71,934,500	78,067,000	1,188,000	1.5%	(4)	1	R2.6.9	(株)双葉設備アンドサービス
131077	公園みどり課	榊北太田線街路築造及び宅地造成等工事	109,230,000	128,451,400	108,515,893	145,340,800	36,110,800	33.1%	(4)	3	R2.6.9	(株)メグミ
531090	下水道整備課	武道処理分区第一工区污水管布設工事	26,840,000	26,904,900	23,526,885	24,743,400	-2,096,600	-7.8%	(4)	2	R2.6.10	(有)光明園
131213	道路建設課	市道柴沢下田線舗装工事	10,549,000	12,124,200	10,543,500	13,775,300	3,226,300	30.6%	(4)	1	R2.6.11	(有)大弘産業
131200	中央公民館	中央公民館企画展示室大規模改修(建築主体・耐震補強)工事	98,780,000	103,510,000	93,655,100	99,220,000	440,000	0.4%	(9)	1	R2.6.12	(株)メグミ
531126	下水道整備課	盛南西第二処理分区第八工区污水管布設工事	6,820,000	7,860,600	6,816,700	6,895,900	75,900	1.1%	(9)	1	R2.6.15	(株)鳶靖工業
531115	下水道整備課	盛南南処理分区外第四工区污水管布設工事	26,565,000	26,566,100	23,056,000	27,042,400	477,400	1.8%	(4)	1	R2.6.18	(株)熊坂建設
131125	河川課	準用河川大葛川改良工事	32,230,000	34,534,500	30,195,000	38,465,900	6,235,900	19.3%	(4)	3	R2.6.19	(有)宮田屋
131213	道路建設課	市道柴沢下田線舗装工事	10,549,000	12,124,200	10,543,500	13,811,600	3,262,600	30.9%	(4)	2	R2.6.23	(有)大弘産業
531122	浄水課	沢田第2配水場更新その2工事	194,700,000	198,295,900	178,050,400	197,043,000	2,343,000	1.2%	(9)	1	R2.6.24	(株)司組
131212	道路建設課	市道大沢田線待避所設置その3工事	4,866,400	5,473,600	4,767,400	5,592,400	726,000	14.9%	(4),(5),(6)	3	R2.6.25	(有)エコシステム
131016	教育委員会総務課	盛岡市立大新小学校校舎大規模改修(建築主体)工事	1,162,150,000	1,291,400,000	1,154,125,500	1,172,217,200	10,067,200	0.9%	(4),(7)	4	R2.6.26	樋下建設・篠村建設特定共同企業
102003	交通政策課	バス仮設乗降施設舗装補修工事	1,674,200	1,925,000	1,665,400	1,696,200	22,000	1.3%	(4)	1	R2.6.30	(株)富士見興業

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

- (1) 図面, 仕様書, 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。
- (4) 工事現場の形状, 地質, 湧水等の状態, 施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
- (8) 用地確保等が予定と異なったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか, 当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。